

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）  
→現在、下請企業としては主に 5 社程に業務を依頼している状況となります。  
当該業務内容として現場作業→報告書作成という業務がある中で  
現場では ipad を利用する事で紙図面の廃止、現場で記録した図面や写真はオンラインストレージサービスを利用し、また企業間のやりとりは「チャットツール」を利用する事で業務の最適化を目指しコストをかけずに便利にできる環境になるように取り組んでおります。  
また上記を行う事で災害が起こった時等にも、取引企業と適応が可能な体制を目指しております。
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。昨今の物価上昇も鑑み取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。また法定福利費も含み、駐車代金、交通費、等も別途して頂くようにしております。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

100%現金支払いとしており、支払いサイトは 60 日以内に定めております。

## ④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

下請企業の従業員の方でもご家族がいたりと、生活環境は皆様、様々と自負しております。

共働き世帯が多い中、お子様が当日病気になったりと突発的な事が起こる事も想定し、弊社の従業員で対応できるように、またそういった事を言いやすい会社組織を目指します。

## 3. その他（任意記載）

取引先（下請企業）を決めていく中で、価格で決定（競争）するのではなく、価格以外の企業努力で他の企業より独自の強みがあるかに焦点をあてております。お客様に対して気持ちの所で心を込めてサービスをしているか、それぞれが満足できるような事業活動を目指す取引を目指しております。

2023年7月19日

Takao プランニング株式会社 代表取締役 高雄 良介

企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）